平成２１年（フ）第１５０号
山口県宇部市文京町６番35―101号、旧住所山口県宇部市西中町８番29号
債務者　木河　栄二
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第４１６号
香川県高松市上天神町438番地２
債務者　林　　史裕
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第２１１号
宮城県遠田郡美里町北浦字蜂谷森59番地９北浦ハイツ402号
債務者　村上　和之
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２５５２号
名古屋市緑区池上台１丁目67番地　メゾン池上台302号、住民票上の住所名古屋市南区城下町３丁目12番地　ナンエイビル４Ｃ号
債務者　和田　　太
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５０１７号
大阪府門真市常称寺町25番33号
債務者　西田　人志
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０５６号
大阪府東大阪市若江西新町１丁目５番45号シャトー新町503号
債務者　甲斐　真弓
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３１２号
大阪市旭区中宮５丁目１番22号
債務者　松尾　圭造
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４９３号
大阪市西区新町３―７―15―602、住民票上の住所大阪市浪速区浪速東３丁目11番３―307号
債務者　田中　春絵（旧姓上江洌）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６９１号
大阪府箕面市船場西１丁目10番８―505号
債務者　鈴木　博士
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８５０号
大阪府八尾市旭ヶ丘３丁目15番地　メゾンそれいゆ205号
債務者　宿野　　隆
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８６４号
大阪市大正区小林東３丁目11番１―405号
債務者　市浦　美樹（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８７９号
大阪府豊中市南桜塚３丁目１番12―201号
債務者　浦崎　　貢
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９９７号
大阪市東淀川区西淡路５丁目17番21号　ミュゼ西淡路405号
債務者　山口八千代
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０１５号
大阪府摂津市別府２丁目24番３号
債務者　友澤　万弓（旧姓多保田）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０２８号
大阪府箕面市稲５丁目14番15号
債務者　浅井実千子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１６６号
大阪市西成区玉出西１丁目14番７―1004号
債務者　馬場　吉三
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３１５号
大阪市天王寺区大道１丁目４番１号　Ｓパレス天王寺806号
債務者　山根　三枝（旧姓川城）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３９９号
大阪府豊中市北条町１丁目21番30号
債務者　近藤令以子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部